

受診時コロナ陽性者対応点数チャート(電話等)

2022年11月1日現在

電話・情報通信機器

陽性者 (受診時すでに発生届届出済または陽性者登録センター登録済の方※1) の診療は公費で請求可

初再診料 (電話・オンライン)

医療機関	初診料 214点	再診料 73点
情報通信機器届出 医療機関	初診料 (電話) 214点 (情報通信機器) 251点	再診料 73点

二類感染症患者入院診療加算 (電話・オンライン) 250点

陽性者に対してコロナ感染症に係る診療を行った場合算定可

主として診療を行っている医師が属する一つの医療機関のみ算定可

1日1回算定可

9月26日以降の発生届届出対象者

- ①65歳以上
- ②入院を要する者
- ③治療(*A)が必要な重症化リスク者
*A 新型コロナ治療薬:中和抗体薬(ロナプリーブ、ゼビュディ)、抗ウイルス薬(パキロビッド、ラゲブリオ、ベクルリー)、免疫抑制・調整薬(ステロイド薬、トリシズマブ、バリシチニブ)の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④妊娠している者

公費負担者番号: 28270601

公費受給者番号: 9999996

重症化リスクの高いもの(※2)に対する電話等による診療 ★2022年5月1日~2023年3月31日まで 147点

- ①または②
いずれかに該当
- ①診療・検査医療機関かつ自治体HPに公表した医療機関
②保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関

初回のみ算定可 (2022年11月1日より変更)

↓2022年11月より追加された要件↓ (注2)

電話等の診療への対応を公表すること、季節性インフルに対応する体制もあること

以下の①または②のいずれかに該当すること

- ①新たに電話等診療を開始した場合 (2022年12月未までの開始が条件)
- ②既存の対応医療機関で時間外または土日等も電話等診療に対応かつ週8枠以上に対応する体制あり

投薬する場合

- ・処方箋料など
- ・処方料&薬剤料など

※1 【陽性者登録センター登録済の方とは】

届出対象外の方は、本人が「陽性者登録センター」にウェブ登録する必要があります。

医療機関で受診時に登録をしているか確認するには、登録後に患者へ届く「審査完了メール」を確認する方法があり、受診時に登録できていなければ、初再診料などは公費の対象とならず、疑い患者と同じ流れでの請求となります。

※2 【重症化リスクの高いものとは】

- ①65歳以上の者
- ②40歳以上65歳未満の者のうち*Bの重症化リスク因子を2つ以上持つ者
*B ワクチン未接種者(ワクチン接種が1回のみのもも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下
- ③妊娠している者

注2 電話等による診療【2022年11月より追加された要件】

- 電話等の診療への対応を自院や自治体ホームページ等で公表しており、季節性インフルエンザに対応する体制を有していること
- 以下の①または②に該当すること
 - ①2022年11月1日以降に、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した医療機関である場合
 - ②2022年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた保険医療機関であって1週間に8枠以上(疑い患者「外来」チャート注1③参照)かつ診療時間以外の時間または土曜日もしくは休日の3時間以上「電話や情報通信機器を用いた」新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合